

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
加須市	北川辺地区	令和3年3月10日	令和6年3月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	984ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	575ha
③地区内における農業者の耕作面積の合計	984ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	521ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	54ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	126ha
(備考) 農地中間管理事業の実施状況・地区集積面積(駒場 25ha、伊賀袋 26ha、前谷 43ha、北高野 46ha、飯積 67ha、麦倉 30ha、麦倉東 68ha、柳生 20ha、柳生北 16ha、麦倉中 79ha、小野袋 57ha 合計477ha)	

2 対象地区の課題

中心経営体は38名いるが、今後の高齢化、後継者不足に耐えることができる体制を整えなければならぬため、新たな農地の受け手となる担い手の確保が課題となっている。
また、農地中間管理事業が実施されていない区域では、農地の集積が進んでいない状況である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北川辺地区は、農地中間管理事業の実施により農地の集積が進んでいるが、農業者の高齢化、後継者不足に対応できる中心経営体への集積は引き続き必須である。
今後の方針としては、以下のとおりで進め、JA、株式会社かぞ農業公社と連携し農地集積を行い、規模拡大による経営の効率化を図っていく。

- ①中心経営体への耕作地の集約や新規中心経営体の発掘
- ②中間管理事業による担い手への集積
- ③担い手と貸付者とのマッチング
- ④地域の中心経営体となりうる農業関連の企業参入の推進

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	3.0 ha	北川辺地区
認農	2	水稲、野菜	4.3 ha	水稲、野菜	5.0 ha	北川辺地区
認農	3	水稲	15.0 ha	水稲	20.0 ha	北川辺地区
認農法	4	野菜	4.0 ha	野菜	6.0 ha	北川辺地区
認農法	5	水稲、野菜、罌粟	30.0 ha	水稲、野菜、罌粟	35.0 ha	北川辺地区
認農法	6	水稲、野菜	36.5 ha	水稲、野菜	40.0 ha	北川辺地区
認農法	7	水稲、麦	58.0 ha	水稲、麦	90.0 ha	北川辺地区
認農法	8	野菜	2.4 ha	野菜	5.0 ha	北川辺地区
認農法	9	養豚	5,000 頭	養豚	10,000 頭	北川辺地区
認農	10	水稲	22.6 ha	水稲	25.0 ha	北川辺地区
認農	11	水稲、野菜	2.8 ha	水稲、野菜	0.4 ha	北川辺地区
認農	12	水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	3.0 ha	北川辺地区
認農	13	水稲	10.0 ha	水稲	13.0 ha	北川辺地区
認農	14	観葉植物	1.1 ha	観葉植物	1.1 ha	北川辺地区
認農	15	水稲、野菜	5.1 ha	水稲、野菜	7.5 ha	北川辺地区
認農	16	水稲、野菜	3.5 ha	水稲、野菜	3.5 ha	北川辺地区
認農	17	水稲、野菜	2.9 ha	水稲、野菜	2.9 ha	北川辺地区
認農	18	水稲、野菜	2.0 ha	水稲、野菜	2.0 ha	北川辺地区
認農	19	水稲、野菜	6.5 ha	水稲、野菜	8.5 ha	北川辺地区
認農	20	水稲	23.0 ha	水稲、花卉	30.0 ha	北川辺地区
認農	21	水稲、野菜	5.5 ha	水稲、野菜	5.5 ha	北川辺地区
認農	22	水稲、野菜	2.2 ha	水稲、野菜	3.4 ha	北川辺地区
認農	23	水稲	30.8 ha	水稲	35.0 ha	北川辺地区
認農法	24	水稲	11.1 ha	水稲	12.0 ha	北川辺地区
認農	25	水稲、麦、大豆、そば	7.0 ha	水稲、麦、大豆、そば	7.0 ha	北川辺地区

認農	26	水稻	10.0 ha	水稻	20.0 ha	北川辺地区
認農	27	水稻、野菜	2.5 ha	水稻、野菜	3.0 ha	北川辺地区
認農	28	水稻	20.0 ha	水稻	50.0 ha	北川辺地区
認農	29	野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	北川辺地区
認農	30	水稻、野菜	3.8 ha	水稻、野菜	4.0 ha	北川辺地区
認農	31	水稻、野菜	3.0 ha	水稻、野菜	3.5 ha	北川辺地区
認農	32	水稻、野菜	2.5 ha	水稻、野菜	3.0 ha	北川辺地区
認農	33	野菜	0.3 ha	野菜	0.3 ha	北川辺地区
認農法	34	水稻、麦、野菜	7.2 ha	水稻、麦、野菜	15.4 ha	北川辺地区
認就	35	野菜	0.5 ha	野菜	1.0 ha	北川辺地区
認就	36	水稻、野菜	2.7 ha	水稻、野菜	3.7 ha	北川辺地区
集	37	水稻	10.0 ha	水稻	10.0 ha	北川辺地区
認農法	38	水稻、麦、大豆、そば、野菜	0.0 ha	水稻、麦、大豆、そば、野菜	1.0 ha	北川辺地区
計	37人		352.5 ha		479.0 ha	
	1人		5,000 頭		10,000 頭	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

●農地の貸付け等の意向と中心経営体の確保の推進

貸付け等の意向が確認された農地は、15筆、9,829㎡（約1.0ha）となっている。
 一方、中心経営体の引き受け意向は126haであるが、後継者不明等の面積が575haに達しており、今後農業者の高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、更なる中心経営体の確保に向けて地元や関係機関等との連携を図っていく。

●農地中間管理機構の活用方針

現在、11地区において農地中間管理事業が実施されており、新たに実施する地区についても選定し、事業実施に向けて推進している状況である。中心経営体への農地の集積を推進するため、農地中間管理事業の一層の推進を図るとともに、事業の実施に向け各地域、行政及び関係機関が一体となって取り組んでいく。
 今後、農業者の高齢化や後継者不足により耕作されない農地の増加が見込まれるため、これらの農地を中心経営体や新規就農者へ利用集積を図りながら、農地の有効活用を進め、耕作放棄地の発生を防ぐ。
 また、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう、地域の熟度や必要度合い等を検討した上で、基盤整備等の条件整備を実施する。

●高収益作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に収益性の高い野菜や園芸作物への転換を推進し、農家の経営安定を図る。

●区画拡大の推進

効率的な農業を目指すため、市の制度である農地集積畦畔除去等補助金により区画拡大を推進する。
 また、優先順位を設け、農地中間管理機構等によるほ場整備を推進する。

農地の貸付け等の意向

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	飯積字須賀291 他14筆	797		